

高岡市内の認可保育施設の災害時における臨時休園ガイドライン

1 目的

市内の認可保育施設において、風水害や大地震などの災害が発生し、平常時の保育を継続できない状態において、園児や保護者、保育従事者等の生命と安全を守るため、高岡市内の保育所等の臨時休園措置等の判断および対応を定めたガイドラインを策定する。

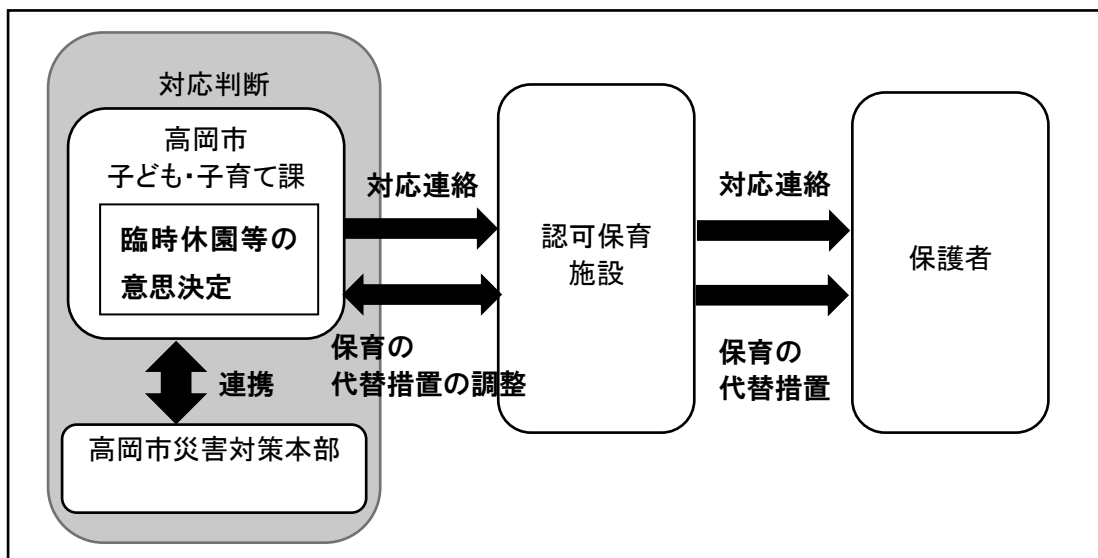
2 対象

市内認可保育施設（保育所、認定こども園、事業所内保育施設）

3 臨時休園の判断

高岡市子ども・子育て課において、台風接近や集中豪雨等の恐れがある場合に、本ガイドラインに基づいて、市内の認可保育施設の臨時休園等の判断を行う。なお、施設として個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が迫っている状況であるときを除き、事前に市と対応を協議することとする。

<災害発生時の連絡体制>



4 臨時休園の判断の目安（風水害）

高岡市では、内閣府が示す「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月29日）」に基づき、警戒レベルごとに住民のとるべき行動を次の表1のように定めている。このことから、次のいずれかに当てはまる場合は、保育所等においては以下のとおり対応することとする。

＜表1 警戒レベルごとの住民がとるべき行動＞

警戒 レベル	住民のとるべき行動	市からの情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報		
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
		避難情報等	水位情報	水位情報以外	
5	既に災害が発生している状況であり、生命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）	大雨特別警報（土砂災害）
4	危険な場所から全員避難する。	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報 洪水警報の危険度分布（非常に危険）	土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水警報 洪水警報の危険度分布（警戒）	大雨警報
2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	—	氾濫注意報	大雨注意報	
1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	—	早期注意情報		

高岡市ホームページより

(1) 「午前6時時点で発令中」又は「午前6時から開園時刻までの間に発令」の場合

警戒レベル（避難情報等）	認可保育施設の対応（発令対象地域に所在する施設）
警戒レベル5 （緊急安全確保）	・臨時休園とする。 （安全が確保される場合に限り、必要な方への保育の検討） ・保護者へ連絡する。（当日の連絡が難しいことが想定される場合は、前日のうちに保護者へ周知しておく） ・子ども・子育て課へ報告する。
警戒レベル4 （避難指示）	
警戒レベル3 （高齢者等避難）	

※ 特に「警戒レベル3」「警戒レベル4」は、災害の兆候が生じる前に発令されるため、保育所等と保護者との意識の乖離が生じやすい。そのため、より丁寧に保護者と合意形成を図る必要がある。

※ 休園の決定をした場合は、その後に、発令が解除された場合においても、1日休園とする。

(2) 「開園時間中に発令」の場合

警戒レベル(避難情報等)	認可保育施設の対応（発令対象地域に所在する施設）
警戒レベル5 (緊急安全確保)	・災害発生情報が発令された後に、保護者に園児を引き渡すことは危険であるため、そのまま園内または避難所で待機する。
警戒レベル4 (避難指示)	・原則、あらかじめ保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所や園内の方が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 ・子ども・子育て課へ避難の報告をする。 ・園児降園後に臨時休園とする。
警戒レベル3 (高齢者等避難)	・原則、保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えを依頼」する。ただし、保護者のお迎えが難しい場合等は、あらかじめ保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。 ・子ども・子育て課へ避難の報告をする。 ・園児降園後に臨時休園とする。

5 臨時休園の判断の目安（地震）

高岡市では、地震が発生した場合、市内の認可保育施設においては以下のとおり対応することとする。

(1) 「午前6時時点で発生」又は「午前6時から開園時刻までの間に発生」の場合

高岡市の震度	認可保育施設の対応
震度5弱以上	・臨時休園とする。 (安全が確保される場合に限り、必要な方への保育の検討) ・保護者へ連絡する。 ・子ども・子育て課へ報告する。

(2)「開園時間中に発生」の場合

高岡市の震度	認可保育施設の対応
震度 5 弱以上	・原則、あらかじめ保護者に周知している避難所へ園児を速やかに避難させる。ただし、他の避難所や園内の方が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。 ・保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつ、できるだけ速やかなお迎えを依頼」する。 ・子ども・子育て課へ避難の報告をする。 ・園児降園後に臨時休園とする。

6 臨時休園等に伴う対応

(1) 保護者及び職員への対応方針の周知

- ・市は、文書やホームページ等で本ガイドラインの保護者への周知を行う。
- ・保育所等は、入園時の説明会や園のしおり等で事前の周知を図り、保護者の理解を得る。
- ・保育所等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。

(2) 臨時休園を行う際の周知、掲示

- ・保育所等は、臨時休園を行う場合は、ホームページやメール配信等により、保護者に周知を図るものとする。
- ・保育所等は、臨時休園する際には、施設入口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

(3) 臨時休園時の特別保育

- ・医療体制や社会基盤の維持、災害対策・復旧に関する業務に従事する保護者の園児に対して、園児、保護者、保育従事者の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合は、個別に相談に応じる。